

岡山県環境影響評価等に関する条例及び同条例施行規則の改正案についてのご意見を募集します

岡山県では、環境影響評価法（以下「法」という。）の対象事業に満たない規模の事業であっても、一定程度の環境影響が生じるおそれがある事業について、「岡山県環境影響評価等に関する条例」（以下「条例」という。）により、環境影響評価の手続を定め、その結果を事業内容に反映させることにより、その事業が、環境の保全に配慮して行われるようにする制度を設けています。

本年6月に法の一部を改正する法律が公布され、環境影響評価図書（評価書等）の継続公開の規定が導入されるなどの改正が行われたことから、条例及び条例施行規則に、法との整合を図る同規定を盛り込むなどの所要の改正を行います。

つきましては、このたびこの改正案を作成しましたので、県民の皆様から幅広くご意見を募集します。多くのご意見、ご提案をお待ちしております。

1 改正案の公開の方法

県環境企画課のホームページ及び電子書籍ポータルサイト「okayama ebooks」に掲載しているほか、同課（県庁8階）、県政情報室（県庁4階）、各県民局総務課、各地域事務所、地域総務課、県立図書館1階閲覧室入口、きらめきプラザに備え付けてありますので、職員までお気軽にお声がけください。

2 ご意見等の提出方法

お名前、ご住所、電話番号、年齢、関係項目名（どの部分についてのご意見か）を明記のうえ、次のいずれかの方法により、ご意見等をお寄せ下さい。電話でのご意見等はお受けできませんので、ご了承ください。

(1) 郵便

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下2-4-6
岡山県 環境文化部 環境企画課 審査・調整班 あて

(2) ファクシミリ

FAX：086-233-7677 （次ページ・FAX用紙をご利用ください。）
岡山県 環境文化部 環境企画課 審査・調整班 あて

(3) 電子メール

kanki@pref.okayama.lg.jp

(4) インターネット

環境企画課ホームページの入力フォームをご利用ください。
<https://www.pref.okayama.jp/page/1006985.html>



3 募集期間

令和7年11月19日（水）～令和7年12月19日（金）

4 ご提出いただいたご意見等の公表方法

ご提出いただいたご意見とそれに対する県の考え方、改正案を修正した場合のその内容などを今回の改正案の公表と同様の方法により公表します。（お名前、電話番号を公表することはありません。）

なお、ご意見をいただいた方あてに個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。また、賛否だけの結論や趣旨が不明確なご意見には、県の考え方をお示し出来ない場合があります。

**「岡山県環境影響評価等に関する条例及び同条例施行規則の
改正案」に対する意見提案用紙**

【ご意見・ご提案 記入欄】

ご住所 （住所は市町村名のみで結構です。）

電話番号

お名前

年齢

歳

※お名前、電話番号、ご住所（市町村名を除く）、年齢は公表いたしません。

※ご記入された個人情報は、「岡山県環境影響評価等に関する条例及び同条例施行規則の改正案」に対する意見募集の目的以外には使用しません。